

「第3期 和歌山県教育振興基本計画」(抄)

(2018年度～2022年度)

基本的方向5 人権尊重の社会づくり

1. 学校における人権教育の推進

<現状・課題>

本県では、これまで、教職員を対象として、人権教育に関わる教育課題や指導方法等についての研修や、人権教育推進のためのリーダー養成講座において授業研究会を開催するなど、研修機会の整備を行ってきました。

また、県内の学校を訪問し、各学校における人権教育の現状を把握するとともに、課題の解決や指導方法等の改善・充実に関する必要な指導及び助言を行ってきました。

しかしながら、依然として、本県においても、女性や子供、高齢者、障害のある人に対する人権侵害や同和問題など、様々な人権問題が発生しています。特に、いじめや暴力、児童虐待といった問題が顕著になるとともに、インターネット上の人権侵害などが問題となっています。さらに、近年、日本以外の国や地域の出身者であることを理由とした不当な差別的言動や、職場や学校における性的少数者に対する偏見や差別も生じています。また、今なお、男女の固定的な役割分担にとらわれ、家庭や社会において様々な男女差別が生じています。

一方で、様々な調査から、日本の子供は、他国の子供と比べて自分のよさを肯定的に見ることができない等の自己肯定感の低さが傾向として見られます。

このような中、様々な人権課題を正しく認識させるため、各学校における人権教育の指導方法の工夫や、特に若い世代を中心とした教職員の研修の機会を充実させていくことが必要となっています。また、「児童の権利に関する条約」にもあるように、子供の基本的人権の尊重に十分配慮するとともに、子供が権利の主体であるという意識を高めていく必要があります。

2. 地域における人権教育の推進

<現状・課題>

地域における人権教育を推進するため、様々な人権問題をテーマとして、市町村の人権教育担当者や社会教育担当者等を対象にした人権教育指導者研修講座や広く県民を対象とした人権教育地方別研修会を開催し、研修を行ってきました。また、地域での人権学習を担うファシリテーターの養成と実践交流を行い、ファシリテーターグループの資質向上を図ってきました。さらに、人権教育資料集『実践に学ぶ～さらなる教育・啓発活動のために～』や保護者用人権学習パンフレットを作成し、社会教育として地域での普及活用を図ってきました。加えて、障害のある人の学習活動等への支援や識字教育の充実等にも取り組んできました。

しかしながら、依然として、本県においても、女性や子供、高齢者、障害のある人に対する人権侵害や同和問題など、様々な人権問題が発生しています。特に、いじめや女性への暴力、子供への虐待といった問題が顕著になるとともに、職場でのハラスメントやインターネット上の人権侵害などが問題となっています。さらに、近年、日本以外の国や地域の出身者であることを理由とした不当な差別的言動や性的少数者に対する偏見や差別も生じています。また、今なお、男女の固定的な役割分担にとらわれ、家庭や社会において様々な男女差別が生じています。

このような現状を踏まえ、人権教育の推進に当たっては、「和歌山県人権教育基本方針」にのっとり、全ての人の尊厳が守られ、自己実現が図れるよう、人権及び人権問題についての理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身に付けることをめざした取組を進めてきました。

今後も、一人一人が自分らしく生きることが出来る住みよい社会の実現をめざし、人権問題の解決を図るため、人権に関する多様な学習機会を整備し、内容を充実させるなど、地域における人権学習の充実に向けて、継続して取り組んでいく必要があります。